

第 17 号議案

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区地域学習センター条例の一部を改正する条例

足立区地域学習センター条例（平成 13 年足立区条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条を第 24 条とし、第 21 条の次に次の 2 条を加える。

（指定管理者評価委員会）

第 22 条 指定管理者の適正かつ効率的な管理運営を推進するため、教育委員会の附属機関として足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、前項に規定する管理運営に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 10 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

4 前 2 項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（評価委員会の所掌事務）

第 23 条 評価委員会は、指定管理者の施設運営及び事業内容について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うものとする。

2 評価委員会は、指定管理者の施設運営及び事業内容に関する評価について調査し、審議し、及び教育委員会に意見を述べることができる。

3 評価委員会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、評価委員会への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会	日額 8,000 円
-----------------------	------------

（提案理由）

生涯学習関連施設指定管理者評価委員会を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。